

東京湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の暫定目標について

(報告案)

**東京湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定**

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
千葉港 (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(イ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(ロ) (別記3の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.2 mg/l
東京湾(ハ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	
東京湾(ニ) (別記5の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.83 mg/l 全燐 0.065mg/l
東京湾(ホ) (別記6の水域)	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.43 mg/l 全燐 0.036mg/l

(別記)

- 1 . 千葉県袖ヶ浦市中袖東京瓦斯株式会社袖ヶ浦工場敷地西端から陸岸に沿って東北東方 740mの地点と同地点から北方 1100mの地点(北緯 35 度 28 分 40 秒、東経 139 度 58 分 33 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 1 万 3100mの地点(北緯 35 度 34 分 17 秒、東経 140 度 3 分 48 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北北西方 3400mの地点(北緯 35 度 36 分 3 秒、東経 140 度 3 分 12 秒)を結ぶ線、同地点と千葉中央地区埋立地北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(千葉港)
- 2 . 木更津港旧軍用防波堤、同防波堤南端と同港防砂堤東端を結ぶ線、同防砂堤、木更津防波堤、同防波堤西端と千葉県君津地区埋立地北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(イ))
- 3 . 菊田川河口左岸から陸岸に沿って東南東方 430mの地点と同地点から南南西方 2200mの地点(北緯 35 度 38 分 6 秒、東経 140 度 0 分 42 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西方 1 万 6100mの地点(北緯 35 度 30 分 58 秒、東経 139 度 54 分 36 秒)を結ぶ線、同地点と同地点から西南西方 1 万 6600mの地点(北緯 35 度 26 分 36 秒、東経 139 度 45 分 0 秒)を結ぶ線、同地点と横浜市金沢区福浦 3 丁目南東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ロ))
- 4 . 神奈川県横須賀市住友重機械工業株式会社横須賀製造所敷地南東端と同市箱崎町北端を結ぶ線、同市吾妻崎と同市泊町北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ハ))
- 5 . 東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、千葉港、東京湾(イ)、東京湾(ロ)及び東京湾(ハ)に係る部分を除いたもの(東京湾(ニ))
- 6 . 東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線、神奈川県三浦市剣崎と千葉県館山市洲崎を結ぶ線及びこれらの線の間にある陸岸により囲まれた海域(東京湾(ホ))

(説明)

#### 1. 達成期間及び暫定目標

将来水質予測によれば、現在見込み得る対策を行ったとしても、平成16年度において、東京湾(口)水域の全窒素並びに東京湾(二)水域及び東京湾(ホ)水域の全窒素及び全燐に係る環境基準値を達成することが困難と考えられる。

このため、東京湾(口)水域の全窒素並びに東京湾(二)水域及び東京湾(ホ)水域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定においては、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成16年度における暫定目標を設定する。

平成16年度における暫定目標は、

東京湾(口)水域については、全窒素につき、1.2mg/l

東京湾(二)水域については、全窒素につき、0.83mg/l、全燐につき、0.065mg/l

東京湾(ホ)水域については、全窒素につき、0.43mg/l、全燐につき、0.036mg/l

とする。

上記以外の水域である、千葉港水域、東京湾(イ)水域及び東京湾(ハ)水域の達成期間については、「直ちに達成」とする。